

令和元年度第3回

(2019年度)

吹田市景観まちづくり審議会

日時 令和2年3月24日(火)午後2時

場所 本庁 中層棟4階 第3委員会室

令和元年度第3回吹田市景観まちづくり審議会会議録
(要点筆記)

1. 開 会

- 大椋都市計画室参事

2. 挨拶

- 船木都市計画部次長 《挨拶》

3. 会議進行

- 鳴海会長 本日、傍聴人はおられますか。
- 事務局 本日は傍聴人はおられません。

- 鳴海会長 それでは、議案第3号の説明をお願いいたします。

4. 案件説明

景観形成基準の変更について（諮問）

それでは、議案第3号、吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準の変更についてご説明させていただきます。

まずはじめに、景観形成基準についてご説明させていただきます。

景観法第8条第1項に景観行政団体は、良好な景観の形成に関する計画として、景観計画を定めることができる。とされており、

本市景観まちづくり条例第9条第1項において、景観法に規定されております景観計画は本市においては景観形成基準であると位置づけております。

定められる事項といたしましては、建築物の形態・意匠の制限、高さ、色彩、壁面の位置の制限、植栽などがございます。

次に景観形成基準の変更についてのスケジュールでございます。土地所有者等と基準の内容について協議を行ったのち、2月10日から3月11日まで31日間パブリックコメントを行いました。そして本日景観まちづくり審議会にて諮問させていただき、3月27日に予定しております都市計画審議会を経て、その後、告示及び縦覧を予定しております。

それでは今回変更いたします箇所について説明いたします。

まず1つ目、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項といたしまして、表記の方法を整理し変更するものです。

2つ目に、屋外広告物条例の制定に伴いまして、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項を新たに追加するものです。

3つ目に、これまで指定してまいりました景観形成地区の各地区の基準に屋外広告物に関する基準を追加いたします。

4つ目といたしまして、景観形成地区の追加指定でございます。弘済院跡地の戸建・低層住宅地区（古江台6丁目（1））、北千里駅前の北千里小学校グラウンド跡地の中高層住宅地区（青山台1丁目（1））、大阪大学の寮の跡地の複合住宅地区（津雲台5丁目（1））の3地区を追加指定するものです。

まず、1つ目の変更、景観法第8条第2項第2号に規定されている、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項について説明させていただきます。

議案書の8ページをご覧ください。議案書左右の隅に表示しておりますページ番号で説明いたします。

スライドの右上に議案書に対応したページ番号を記載しております。

まず、議案書の8ページ（1）届出対象行為、イ.重点地区の（ア）景観形成地区の表について、になります。

これまでの表記の方法がア.景観計画区域の表とは異なる表記であったため、今回同じ表記方法としております。

建築物では、これまで「a 建築物の建築等」と表記しておりましたが、届出の対象とする規模が建築基準法の確認申請及び計画通知が必要な規模としていたため、規模欄にその内容を明記しております。

また、工作物及び土地については、景観計画区域と同様の内容となっております。

対象行為につきましても、景観計画区域と同様となっております。

続きまして、議案書9ページをご覧ください。

(2)行為の制限についてになります。

これまで「景観計画区域」と「重点地区」に分けずに一緒に表記をしておりましたが、「ア.景観計画区域」の行為の制限は別表1及び別表2、「イ.重点地区」の行為の制限は別表3と分けて表記いたしました。

続きまして、議案書10ページでございます。こちらは屋外広告物条例制定に伴う追記になります。議案書10ページと合わせまして、手元にお配りしております参考資料1をご覧ください。はじめに屋外広告物条例制定に伴う景観計画への反映について、説明いたします。屋外広告物条例制定に伴い、まず、景観法第8条第2項第4号イ「屋外広告物の表示及び屋外広告物を提出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」について追記をいたします。次に別表1全市基準である景観誘導基準にこれまで景観形成地区とは別に定めていた屋外広告物の基準を追記いたします。最後に別表3、これまで重点地区毎に屋外広告物のガイドラインとして定めていた内容を重点地区における屋外広告物に関する基準として追記いたします。以上が今回、屋外広告物条例制定に伴う変更の内容になります。

それでは、2つ目の変更、景観法第8条第2項第4号イに規定する、屋外広告物の表

示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項の追加について説明させていただきます。

ここでまず、景観法第8条について、少し触れさせていただきます。

景観法第8条第1項では、景観行政団体は、景観計画を定めることができるとしており、第2項で、景観計画に定める事項として、1号 景観計画の区域、2号 行為の制限に関する事項、3号 景観重要建造物、景観重要樹木の指定方針、4号 良好な景観形成のために必要なものとして、『イ』に屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項としております。この4号『イ』の部分について景観計画に追記をするものでございます。

引き続き議案書10ページでございます。まず、(1) 屋外広告物の表示等に係る考え方と方針を示しております。次に(2)の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項といたしまして、①吹田市屋外広告物条例に基づく行為の制限について記載しております。

記載内容は吹田市屋外広告物条例の概要としまして、ア. 屋外広告物の表示・掲出の禁止、許可等では、禁止区域、許可の区域、広告景観特定地区、禁止物件、車体利用広告物、基準の設定をする旨を記載しております。また、イ.には事前協議を行う旨を記載しております。

続きまして議案書11ページでございます。②吹田市景観まちづくり条例に基づく行為の制限といたしまして、これまでは、屋外広告物の表示に関する行為の制限は景観まちづくり条例のみで記載しておりましたが、屋外広告物条例制定に伴い、景観形成基準にも屋外広告物の届出対象行為と制限の内容について記載するものです。

それでは、議案書16ページをご覧ください。制限の内容といたしまして、屋外広告物の全市基準となる景観誘導基準を別表1に追記いたしました。こちらの基準は、景観まちづくり条例第22条の市長が別に定める基準として平成21年に告示し、これまで景観の届出申請において運用してきたものでございます。本日、参考資料2としてお配りしております。

続きまして、3つ目の変更、各重点地区の屋外広告物の基準の追加について説明させていただきます。

今回、屋外広告物に関する行為の制限を景観形成基準に追加するにあたり、景観形成地区の基準の、a 建築物、b 工作物、c 開発行為の後に屋外広告物に関する基準を追加いたします。これまで重点地区の景観形成地区として指定してきました23地区と今回追加指定いたします3地区全てに屋外広告物の基準が追加されます。この基準につきましては、これまで重点地区における屋外広告物の表示に関するガイドラインとして運用してきたものであり、基準内容につきましては、各重点地区の土地所有者等の意見を聞いて定めたものでございます。こちらのガイドラインにつきましても参考資料3としてお配りさせていただいております。

前回指定いたしました重点地区、中高層住宅地区（高野台1丁目（2））を参考に
見ていただきたいと思います。

それでは、議案書 90 ページをご覧ください。こちら 90 ページの d 屋外広告物とし
て追記をしております。重点地区である景観形成地区に関しましては、この屋外広告物
の基準が許可の基準となります。

それでは、4 つ目の変更といたしまして、景観形成地区の指定につきまして説明さ
せていただきます。議案書 91 ページをご覧ください。

はじめに戸建・低層住宅地区（古江台6丁目（1））でございます。

対象地は赤塗の場所になります。南側に中央環状線、画面からは切れておりますが
地図の下に山田駅がございます。当該地区は弘済院の一部売却の跡地になります。

北西には戸建てエリアがあり、東には弘済院、北東は弘済院グラウンド跡地に現在
共同住宅が建っております。

こちらの写真は地区の南東側から北西に向かって撮った写真でございます。奥に見
える戸建て住宅と高低差があり、奥の方が少し高くなっております。こちらの写真は地
区の南西端から北に向かって撮影した写真でございます。右手には弘済院の施設である
特別養護老人ホームが見えております。こちらは地区の南西端から東に向かって撮影し
た写真でございます。弘済院の敷地の緑地が見えております。

引き続き、議案書 91 ページでございます。

当該地区の面積は、3.0ha、用途地域は第1種中高層住居専用地域でございますが、
当該地区は今後、戸建て住宅 115 戸が予定されており、基準内容といたしましては、ニ
ュータウンの戸建低層住宅地区の一般的な基準と同様の内容となっております。具体的
な基準内容につきましては、特徴的な箇所に絞って説明をさせていただきます。

それでは、議案書 92 ページをご覧ください。

5 の植栽に関しまして、（2）「シンボルツリーを配置する等、植栽にめりはりをつ
ける。」としており、115 戸の戸建住宅それぞれの敷地に公共空間に面したシンボルツ
リー等を配置するよう景観の事前協議の中で誘導を行って参ります。

また、c 屋外広告物では、（1）「屋外広告物は自家用のみとする。」（2）「表示面積
の合計は 1㎡以下とする。」などの基準を設けております。

次に中高層住宅地区（青山台1丁目（1））についてご説明させていただきます。

議案書は 93 ページになります。

当該地区は、赤色でお示ししている場所で北千里小学校グラウンドの跡地になります。
地区南には、三色彩道が通っており、三色彩道を挟んで南に北千里小学校校舎の跡地が
あります。北千里小学校校舎の跡地には今後図書館などの複合公共施設の建設が予定さ
れております。地区の周辺は UR 千里青山台団地が立地しており、交差点を挟んで南東
には、北千里駅及び商業施設の dios 北千里があります。当該地区は駅前の景観をつく
りながら北側の住宅にも配慮する必要があります。

こちらは、地区の東側から西に向かって撮影した写真でございます。中央の道路が三色彩道、写真右手前の UR 団地の奥に当該地が見えております。写真左手前は駅前のロータリーへの入り口が見えております。こちらは地区の南側交差点对側からの写真でございます。大きな交差点に面した敷地となっております。こちらは地区の東側に建っているマンションからの写真でございます。写真右手が当該地区、写真中央が UR 千里青山台団地でございます。こちらは地区の南西側から東側に向かって撮影した写真でございます。中央が三色彩道、右手奥には北千里駅前の商業施設が見えております。

引き続き、議案書 93 ページでございます。

当該地区の面積は 1.1ha、用途地域は第一種中高層住居専用地域でございます。こちらは今後 11 階建ての共同住宅が予定されており、基準内容といたしましては、ニュータウンの中高層住宅地区と同様の内容となっております。

具体的な基準につきましては、特徴的な箇所に絞って説明させていただきます。

1 全体計画・配置等といたしまして、(8) では、「隣接する交差点や大通り（三色彩道等）からの見え方について、地形や緑の特徴を踏まえ十分配慮する。」としており、特に交差点や三色彩道、UR 千里青山台団地の緑に配慮するよう基準を設けております。

続きまして複合住宅地区、津雲台 5 丁目 (1) についてご説明させていただきます。

議案書は 96 ページからになります。

当該地区は赤く塗っている箇所でございます、大阪大学の合同宿舎跡地になります。地区の北東には、景観形成地区（山田駅周辺地区）がございます。地区の全面道路には九十九坂がございます。地区の南側には戸建てエリアがあり、北側は中高層エリアとなっております。

九十九坂は山田駅を利用する人が多く通る道であるため、九十九坂の景観に配慮した基準を検討いたしました。

こちらは九十九坂の坂の上から東に向かっての写真でございます。写真右手が当該地区になります。この坂を下ったところを阪急電車が通っており、電車から当該地区がよく見えることとなります。

こちらは地区北西交差点から、南東へ向かって撮った写真でございます。写真左手が当該地区になります。当該地区の面積は 2.7ha で用途地域は、第一種中高層住居専用地域です。今回、地区の指定にあたり、当該地区を土地利用の視点から、A 地区と B 地区に分けて基準を設定しております。当該地区は大阪大学グローバルビレッジという施設が予定されており、A 地区には学生寮や教職員宿舎、サービス付き高齢者向け住宅、教育施設、クリニック等が入る予定でございます。B 地区には、コンビニや飲食店が予定されております。

引き続き、96 ページでございます。

基準内容といたしましては、ニュータウンの他地区と同様の内容となっております。具体的な基準内容につきましては、特徴的な箇所に絞って説明させていただきます。

まず A 地区 1 全体計画配置等につきまして、施設としてのボリュームが大きいことから「(10) 中遠景及び交差点からの見え方に配慮した全体計画とする。」としております。こちらは B 地区についても同様の基準を設けております。

続きまして、議案書 97 ページでございます。

A 地区の 3 形態意匠及び素材につきまして、「(5) 外壁のアクセントカラー以外の色彩は、九十九坂及び周辺の植栽等と調和し落ち着いたあるまちなみを形成する色・配色とし、以下の表の範囲内とする。」としており、具体的に配慮するものになっております。色彩基準といたしましては、全市基準より明度・彩度共に少し抑えた基準となっております。

続きまして、議案書 98 ページから 99 ページでございます。

こちらは B 地区の 3 形態意匠及び素材の色彩基準についてでございますが、建築物の規模で基準を変えております。表の上段、建築物の高さが 10m を超える、または、建築面積が 300 m² を超える規模については、全市基準より明度・彩度を少し抑えた基準としております。表下段の小規模となる建築物については、色彩の全市基準である別表 2 によらず、明度を 4.0 以上 8.5 以下としており、全市基準の明度 5.0 より暗めの色も使用可能にしております。

コンビニ、飲食店が予定されている B 地区では、植栽が多く計画されており、この緑と調和した建築物の色彩として明度を 4.0 まで認めるものでございます。

続きまして、議案書 99 ページでございます。

B 地区の植栽をしっかりと維持していただくために、7 植栽の「(5) 緑の保全、維持管理に努める。」という基準を設けております。

続きまして、議案書 100 ページをご覧ください。

d 屋外広告物の基準につきましては、九十九坂の景観に配慮しつつも、にぎわいの創出が可能になるよう細かく示しております。(1) 壁面広告及び独立広告のみとし、屋上広告、突出し広告、立て看板、窓面広告、広告旗等の掲出は行わないとしております。(2) で壁面広告についての基準を設けております。(3) では独立広告で広告塔に限る基準を定め、(4) で広告等以外の独立広告の基準を設けております。(5) 電照看板とする場合は周辺環境に十分配慮する。(6) ただし書きとなっております。

九十九坂の景観に配慮するため、独立広告は道路際から 3m 控えて設置し、高さ 5m 以下としております。

以上で景観形成地区に指定する 3 地区の説明を終わります。

令和 2 年 2 月 10 日から 3 月 11 日まで 31 日間、都市計画室と市民自治推進室及びホームページと市報、各出張所に加え、江坂市民サービスコーナーにて、パブリックコメントを実施し、意見提出件数は 0 件でございました。

以上で吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準の変更についての説明を終わります。それでは、ご審議賜りますようお願いいたします。

5. 質疑応答

濱田委員 今回吹田市景観形成まちづくり計画を推進するための景観形成基準の改正について諮問をいただいております。前置きの部分を少し申し上げて、2点ほど意見を申し上げたいと思います。人々が生活を営むために住み続けたいという街を自らの足で選ぶということを「足による投票(VOTE BY FOOT)」という言い方がありますが、その自分が住みたいまちを選ぶ要素の中でも「まちの景観」というのは大きな要素となると思います。吹田に住むことを選んだ人たちの選択肢には入学する大学が吹田にあること、勤務先が吹田になったという人もありますが、子育てのしやすいまちだという噂を聞いて吹田にしたという人、阪大病院や循環器病研究センターなど先進医療機関が吹田にあるから吹田に住むとか、あるいはガンバ大阪のホームタウンであること、万博の太陽の塔のあるまちなどいろいろあると思います。少子高齢化のなかでも吹田は人口が増えているということは先人のご努力によりそれなりの魅力のあるまちになったのだらうと思います。形成基準にあるように今後もこの景観を「まもり、つくり、はぐくむ」ことが必要だと思います。さて、1点目ですが、別表3の重点地区関係の景観形成地区の(1)から(26)までの掲載順序ですが、吹田市では従来から人口6万人程度の均衡あるまちづくりを行うため6ブロックに分けてまちづくりを考えてきた経過があります。別表の掲載順序は告示の順番だと思っておりますが、実にばらばらで関係者がこれを見るときあっちを見たり、こっちを見たりすることになると思います。今回屋外広告物に関する表を規定するというところでほとんどの景観形成地区に改正が及ぶので、そうであればこの際6ブロックごとに並び替えて別表3の「1景観形成地区」の規定すべてを並びかえるというような改正をすることが望ましいと思います。このようにほとんどの地区に改正が及ぶ機会はまたとないので、市役所の法規部門とも協議して改正してほしいと思います。ぜひ、検討をおねがいします。いただいている景観まちづくり計画の冊子の48ページの「景観まちづくり計画」でも「地域特性を活かしたまちづくりの推進」のために6つの地域別景観まちづくり計画をもとに、より細やかなエリアでの具体的計画に取り組み地域住民が主体となった景観まちづくりを推進します、とあるのでぜひわかりやすい一貫性のある表示を考えてほしいと思います。2点目は同じく別表3の(16)の北大阪健康医療都市地区ですが、循環器病研究センターと市立市民病院が移転しJR岸辺のまちづくりはとてよくなったと思いますが、それぞれの病院施設のあった跡地のまちづくりがインナーシティー問題というか空洞化しています。特に市の中心部にあった市民病院の跡地は周辺に介護老人保健施設や杉の子学園、わかたけ園、薬局など病院の周辺にあることが望ましい施設が置き去りにされたような形になっております。JR吹田駅前から大和大学、JRの研修所までは整ったまちづくりが行われていますが市民病院の跡地は閉鎖されてまちが空洞化されています。これらの跡地については「景観配慮地区」今後、指定のさいに医療地区であったという特

性に鑑みて、ぜひこの配慮地区にしてほしいと思います。以上です。

隅田主査 まず1つ目の重点地区の順番が告示の順番になっておりまして、見にくいのではないかということでご意見いただきましてありがとうございます。今、景観まちづくり計画の見直しを今年度、来年度行っておりまして、その見直しの後、景観形成基準につきましても、基本計画である景観まちづくり計画が変わるということで景観形成基準の方も見直しをしていかないといけないとなっておりますので、その際には、見やすさという視点をしっかりと入れて見直しの検討を行っていきたいと思っております。2点目ですが、現在の市民病院跡地、こちらの開発につきましても、規模的に今後重点地区、景観形成地区指定の協議を行っていく対象になる規模でございます。現在のところ、景観の届出等は出ておりませんが、今後基準について、事業者としっかり協議をして検討していきたいと思っております。

秋月委員 まず、景観形成基準の16ページの表の9になるのですが、「色彩はコントラストの強い配色を避ける工夫をする。」とあるのですが、これは色相の補色のようなパターンをやめてほしいということだと思うのですね。例えば、お手元の資料のような白地に黒は大変コントラストがよくて見やすいので、コントラストを全て否定するのはよろしくない、というところでいきますと「色彩は」を「色相は」という風に変えられたらよいのかなと。おそらく明度は見やすさでとても重要で彩度のコントラストを変えるということは結局明度を排除するということが色相の補色関係よりもましなので、おそらく色相だけで絞り込んでよろしいのかなという風に思います。2点目、例えば90ページの屋外広告物の(2)独立広告、次は100ページの(1)独立(自立)広告という用語があるのですが、お手元のいただいた屋外広告物のしおりの1ページ目見ていただくと、おそらくここがそれぞれの屋外広告物のパターンの定義をされていると思うのです。ここには独立広告という用語が見つからないです。自治体によっては野立て広告という場合もありますし、自立広告と表現するところもあります。こういうものはどれを参考にすればよいのかわからなくなりますので、用語だけはきっちりと統一していただく方がよいかなと思います。

渡辺主幹 色彩の表現につきましては、確かに見やすさという観点では、明度が離れている方が見やすいということもありますし、一方で赤と緑とか離れた色であれば、逆に見にくさ、また、景観への障害ということが考えられますので、表現方法の方は検討させていただきたいと考えております。

秋月委員 色彩という言葉の中には明度も入ってしまいますので、見やすさは重視していただかないとサインの持っている意味がなくなります。

渡辺主幹 用語の採用につきまして、ご指摘のとおり、屋外広告物のしおりの内容と現在の基準の中身にかかれてある用語が違っている形になっておりますので、今後、用語の整理をさせていただきたいと考えております。

谷田委員 重点地区で屋外広告物の内容を規定いただいているのですが、既存不適格の

ものがないかどうかを調べられたかということと守っていくことは非常に難しいです。ですので啓発をどのようにしていかれますか。

徳永主査 屋外広告物について、既存不適格となる物件については、平成 30 年度の実態調査である程度調べております。今後用語の整理をさせていただきたいと考えております。今回の屋外広告物条例においては、変更・改造がなければ、そのまま継続して掲出することができるという経過措置をとっております。詳しく既存不適格が何基あるというのは把握できていない状況です。啓発につきましては、後ほど取組のところで説明させていただくのですが、屋外広告物のしおりであったり、大阪府条例からの変更点を示したリーフレットの作成、あとは業界団体との連携を考えております。後ほど報告させていただきます。

久副会長 確認ですけれども、景観形成地区指定のところで古江台弘済院の跡地なんです。今後開発されるものは低層住宅地区になると思うのですが、用途地域としては第一種中高層住居専用地域です。地区計画等で高さを抑えられるような第一種低層住居専用地域並みの制限をかけるのかどうか念のため教えていただきたいというのと、他のところも地区計画がかかっている、景観等に関わる話があるとなれば、教えていただきたいということです。景観まちづくり審議会は、景観計画に関するものを審議したらよいのですが、まちづくりという観点からは、地区計画と景観の制限というのは両方合わせて検討する必要があるので、今後は地区計画の内容も一緒に説明していただければわかりやすいかなと思います。

隅田主査 一般的な吹田市の考え方といたしまして、地区計画と景観の重点地区を合わせて指定できるところは、合わせて指定するという方針をとっております。この古江台 6 丁目につきましては、3 月 27 日の都市計画審議会の方で地区計画を諮問する予定となっております。まちづくりの方向といたしましては、第一種低層住居専用地域のような基準をかけていくことを検討しております。そちらと連携をとりつつ、景観の重点地区も低層住宅地区ということで諮問させていただいております。

鳴海会長 他になければ、議案第 3 号については原案のとおり承認しますが、いくつか文言の修正等がありますのでよろしくお願いします。

一同 異議なし。

6. 案件説明

屋外広告物行政について（報告）

それでは、吹田市の屋外広告物に係る現状と今後の取組について、報告させていただきます。こちらは、吹田市景観まちづくり審議会で、屋外広告物行政について、これまでに報告させていただいた内容を記載しています。

昨年度の第 1 回では、屋外広告物に関するアンケート調査についてご意見をいただきました。第 2 回では、「屋外広告物の規制及び誘導の検討について」としまして、市

民アンケートや実態調査の結果のほか、条例の方向性に関する検討案を報告させていただきました。第3回では、地域区分の設定や事前協議制度の導入、車体利用広告の表示制限など、条例の新たな取組に関する方向性を報告させていただき、そして、今年度第1回では、「広告景観特定地区の指定について」といたしまして、万博公園周辺地区の指定につきまして報告させていただきました。

7月と10月には、吹田市屋外広告物条例及び同条例施行規則の骨子案につきましてパブリックコメントを実施いたしました。その後、11月の市議会で条例が可決され、今月9日に施行規則を公布いたしました。この条例及び施行規則は、令和2年4月より施行いたします。

それでは、吹田市の屋外広告物に係る現状について、ご説明させていただきます。

こちらは、大阪府へ申請された吹田市内の屋外広告物の許可件数を示しております。上段オレンジ色が申請件数、下段の青色が屋外広告物の個数です。年間300件から400件程度の申請がされています。

こちらは、平成30年度の実態調査の結果から、屋外広告物の許可状況をお示しております。簡易広告物を除く集計可能な広告物9484基のうち、許可の必要な広告物は、2695基あり、そのうち、許可済広告物は36.4%となり、6割以上の広告物が未許可申請の広告物となっております。未許可申請の広告物のうち、大阪府の許可基準に適合しているかどうかをしらべたところ、9割が基準に適合しているということが分かりました。このように、許可基準に適合しているにも関わらず、許可申請をせず、手続き違反となっているものが多数あることから、まずは制度自体の周知が重要と考えております。次に、今後の取組について、ご説明させていただきます。

まず、市条例の周知ということで、4つの周知方法を考えております。

1つ目は、条例の内容や手続きを解説した、屋外広告物のしおりを作成しました。都市計画室の窓口に設置するとともに、ホームページからも見ることができます。

2つ目は、府条例からの変更点や許可基準、手続きの流れを掲載したリーフレットを作成しました。こちらも、窓口に設置するとともに、許可申請者に対して、許可期間満了日の2か月前に、許可期間満了の通知とともに郵送したいと考えております。

3つ目は、大阪府屋外広告美術協同組合など業界6団体のホームページや機関誌を利用させていただき、申請窓口が吹田市へ変更されることや府条例からの変更点などを告知していきます。

4つ目は、説明会の開催です。条例の制定に関する説明会を先月28日に予定しておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止となっております。開催はできませんでしたが、当日使用する予定であったスライドと読み原稿で作成した動画を、YouTubeにより公開しました。屋外広告業者のみならず、興味を持った市民や庁内職員に対しても内容を確認できるようにしております。

次に、屋外広告物の景観誘導について、今後の取組をご説明させていただきます。

吹田市らしい魅力的な街並み景観を育むため、様々な機会を捉えて効果的な景観誘導に取り組んでまいります。誘導の基本的なスタンスとして、屋外広告物を排除するのではなく、良質なものへ誘導していくとし、以下の4つの取組を行います。

1つ目は、ガイドラインを作成し、地域ごとの景観誘導の視点や沿道沿いの景観形成など、条例で表現しきれない誘導方針を示し、業者が広告主に説明できるようにします。

2つ目は、許可申請が必要な屋外広告物について、ガイドラインや景観形成基準等に基づく事前協議に新たに取り組めます。

3つ目は、景観アドバイザーの助言を活用し、地域特性を踏まえた魅力的な景観づくりに貢献する表示・設置となるよう誘導します。

4つ目は、身近な地域で良好な街並み景観を保全・育成するために、意識の向上を目的とした普及啓発を継続的に進めていきます。

啓発活動について、報告させていただきます。

昨年より、9月10日の屋外広告物の日にあわせて、屋外広告物パネル展を開催しております。まちの魅力的な屋外広告物の紹介やシールを使った投票など、屋外広告物へ興味を持っていただきたけるような内容にしています。今回は、まちでみつけた素敵な広告の事例や市民の方々にも許可制度のことを知っていただけるような展示を考えております。

昨年の7月と11月には、屋外広告物のまちあるきと景観を考える市民ワークショップを開催しました。第一弾の江坂駅周辺では、コーディネーターとして本市景観アドバイザーの藤本先生、大阪芸術大学講師の綿谷先生をお招きして、まち歩きと意見交換会を実施しました。第二弾はJR吹田駅周辺で実施しました。来年度、第三弾では、関大前駅周辺を予定しています。

地域の良い事例やルールづくり、将来像など、ガイドラインの内容に反映できればと考えています。

以上で吹田市の屋外広告物に係る現状と今後の取組についてご報告を終わります。

7. 質疑応答

秋月委員 現状の把握のところは、大変尽力され、とても良かったと思います。その中で周知が大変重要だということですが、そもそも許可申請が必要なのに届けてない人に対して、どこに問題があって許可申請が必要なのかをお伝えすると理解していただけるのではないかと思いますので、リーフレットの配布だけではなくて、指摘箇所を伝えられたら良いのではないかと思います。

徳永主査 今後調べて、検討させていただきます。

鳴海会長 どうしてそうなると思われませんか。

徳永主査 要因としては、まず許可制度自体が周知できていないということと手数料が

かかってしまうということで申請をされない方がいるのではないかと思います。

あとは手続きの難しさ、手間がかかるということもあると思います。

鳴海会長 実際は業者の方が行うのですよね。

徳永主査 そうです。

秋月委員 業者が手続きしているか否かで表彰とかを検討されたら、申請率は上がってくるのではないかと思います。

岡委員 禁止物件と禁止区域がありますが、これについての是正は、なかなかできなくて、どこかの機会に全部撤去するということをしなければならないと思うのですが、今はどういう状況なのかと今後の予定を教えてください。

徳永主査 今現在、是正指導は大阪府の茨木土木事務所の方で指導していただいております。4月からそれが吹田市の方に移管されますので、是正指導の方も吹田市で行うこととなります。

岡委員 指導ですか。勝手に撤去することはできないのですか。

徳永主査 簡易広告物の撤去については、移譲されてまして、地域環境課の方で行っております。簡易広告物とは、立て看板、貼り紙、貼り札、広告旗といったものです。違法の簡易広告物については、吹田市の方で撤去しております。その他の違法広告物については、大阪府の指導となっております。吹田市に移管された後は、パトロールを行い、是正指導していくのが良いかと思っております。

岡委員 例えば、関大前の商店街にある立て看板を一斉に撤去してしまっても良いものなんでしょうか。地域の人ではできないでしょうか。

渡辺主幹 簡易広告物については、段階を踏めば撤去できますが、条例で禁止とうたっている市の職員か、もしくは市から委任を受けた団体等に限られます。

岡委員 立て看板を立てる側の話は分かるのですが、それを見ている市民の立場からは、こういう広告を見つけたら通報してくださいとか、全部撤去できますよとか、そちらへの周知があれば良いのではと思います。

渡辺主幹 現在、簡易広告物の撤去について、本市の環境部の方で行っているのですが、年間計画というものがあまして、この月はこの地域を撤去するというような、これは、事前に通告をしてから、1週間後に撤去に行くという形で除却にあたっているのです。そちらの簡易除却のやり方についても、条例で今後は都市計画部の方に事務が移譲されまして、実施の方法や地域の選定は、都市計画部の方で検討する予定ですのでご意見等いただきながら、効果的な方法について、検討していきたいと考えております。

大椋参事 今回の看板の話ですけれども、許可を受けているものもあると思いますので、すぐに市民の方が撤去するというのは如何なものかと思えます。まずは、市が市民から相談や報告を受け入れる窓口は都市計画室ですということを周知して、看板の情報を把握・共有して、どうコントロールしていくかを考えていく。その中で市民

との協力体制を築いていければと思います。

岡委員 そういったことをやっていけば市民力は上がりますし、市民が吹田市を好きになっていくと思います。

上甫木委員 周知が大切だというデータの中で、許可基準に適合しないものについては細やかな対応が必要ということだと思いますが、180件の基準不適合については、具体的にどこが不適合かというところは、把握されているのでしょうか。

徳永主査 把握しております、180件のうち、145件が禁止区域に掲出されているもの、他はサイズオーバー等となっております。

上甫木委員 そのあたりを上手くまとめておくと良いのではと思います。

久副会長 先ほどの地域の問題でいうと十三と放出の北側の地域において、自治会等が貼り札等を業者と話し合っただけで協定を結んで、土日のモデルルーム開催中などはやむを得ないがすぐに撤去していただきたいというような申し合わせ事項をしているところもあります。地元の方と事業者が話し合いを持つ場を市が提供するというようなことを行っていけば良いのではと思います。

鳴海会長 今、いただいたような意見を参考にして、検討を進めてください。

8. 案件説明

景観まちづくり計画改定について（報告）

本日の報告内容といたしましては、「改定版の素案」の全体的な流れと「次年度の予定」について、でございます。改訂版の素案からご説明させていただきます。

お配りしております「素案」もあわせてご覧ください。

素案の大きな流れですが、まず序章で本計画の改定にあたって「位置づけ」や「見直しの考え方」について紹介し、第1章で「本市の景観の特性」第2章「目標と方針」第3章に「具体的な推進方策」としております。計画の構成といたしましては、現計画と同様となっております。

まず序章からご説明させていただきます。序章の構成は「1 景観まちづくり計画の目的と位置づけ」「2 景観まちづくり計画の見直しの考え方」「3 計画期間」「4 計画の構成」となっております。順にご説明させていただきます。

冊子の1ページからになります。スライド右肩の緑の枠で素案のページをお示ししております。「1 景観まちづくり計画の目的と位置づけ」について、本改定版では、現計画を引き継ぎますが、「人々の生き生きとした活動が見える、誇りや愛着を生む景観を形成すること」と、「様々な活動の活性化を促すこと」によって「まちの価値を高め、市民のシビックプライドをはぐくむ」ことを目的としております。また、計画の位置づけについては図のとおりとなります。

次に「2 見直しの考え方」 冊子は2ページから3ページになります。見直しの考え

方の前に (1) で「これまでの取組みの成果と振り返り」といたしまして、課題を挙げております。1つ目は、景観資源の質の向上のための景観誘導のツールの改定や、樹林等の保全などの課題があること。2つ目は、現在までは重点地区の指定の取組は新たな大規模な開発地が中心となっておりますが、既成市街地なども視野に入れていく必要がでてきていること。3つ目に、景観まちづくりに取組む団体や関連する取組への助成件数は着実に増えておりますが、今後は市民一人ひとりの景観への意識を高めるような取組が必要となっていることを挙げております。

そのようなことを踏まえ、(2) 見直しの考え方といたしまして、1) 建築物等に対する景観誘導の仕組みやツールの充実といたしまして、開発の早い段階から専門家等を交えた協議を行う「景観デザインレビュー」制度の実施を位置づけております。2) 景観まちづくりの取組の進化といたしまして、引き続き市民や事業者との共同の取組を進めていき、既成市街地においても景観まちづくりをより一層推進するための方策を位置づけております。3) 景観まちづくりの新たなアプローチの導入 といたしまして、価値観の変化などを背景に まちづくりにおいても、これまでとは異なる潮流がみられることから 景観まちづくりの新たなアプローチの考え方を取り入れております。

次のページに移りまして、3 計画期間につきましては、景観は、長期的な視点で取り組んでいくものであると考えておりますが、推進方策などについては、第4次総合計画との関連も踏まえ概ね10年間とし、2028年に見直しを行う予定です。4計画の構成は図のとおりとなります。

次に第1章景観の特性についてご説明させていただきます。第1章では、吹田市の景観の特性などについてまとめております。

「1 景観について」ここでは本計画の定義といたしまして「景観」と「景観まちづくり」、「景域」について紹介しております。まず「景観とは」についてです。「目で眺め、心にきざむ風景」「体験するものであり、表現し、働きかけるもの」「私たちの敷地から創り出せるもの」としてありまして、景観をより身近に感じていただけるような表現にするように検討中でございます。次のページに移りまして、「景観まちづくり」について定義しております。通りや地域の景観をよりよくしようとする活動が「景観まちづくり」としてありまして、一つひとつの影響は例え小さくても、小さな景観まちづくりが積み重なることで、景観は少しずつ、着実に良くなっていくもの。としております。

次に8ページに移りまして、本改定版で初めて登場する「景域」についてご説明させていただきます。地勢、歴史や地域の成り立ち、土地利用、暮らしの営みや様々な都市活動などによって景観の基盤となる景観特性に共通性がある空間のまとまりを、【景域】と呼びます。また、同じ景域の中でも場所ごとに「土地の形状」や「周辺からの見え方」によって景観形成の考え方は異なるので、その場所の性質を「場所性」と呼びます。景域についての詳しい内容につきましては、後ほどご説明させていただきます。

この景域を見出す要素を次の「2 吹田市の景観特性」で現行計画と同様に地勢、歴史、

土地利用についてまとめ、新たに都市活動・暮らしを追加しております。15 ページでは、骨格となる景観特性をまとめ、現在作成途中ではございますが、16 ページにそれらを踏まえた【大景観の図】17 ページに景域図を掲載します。現在は検討途中ではございますが、グレーの枠で囲っております箇所が各景域となります。以上が第1章となります。

次に第2章では、景観まちづくりのめざすところ、景観まちづくりの方針としまして、将来像と将来像を達成するための方針を示します。また、3で先ほど定義いたしました「景域別の景観まちづくり計画」を示します。まず「1景観まちづくりのめざすところ」といたしまして、景観の将来像と景観まちづくりの基本姿勢についてまとめております。まず景観の将来像については、現計画と同様の3つの柱で構成しております。内容については現計画と同様の内容となっておりますが、少し表現を調整しております。現行計画では、「潤いのある景観」「生きる景観」「調和とめりはりのある景観」となっております。この3つの柱のうち改定計画では「調和とめりはりのある景観」を「地域ごとの特性を尊重した調和と個性のある景観」に表現を変えております。

また、「生きる景観」については、現行計画では、「すべての人が快適に暮らせる」としておりましたが、ワンランクアップした「市民がまちを住みこなす」という能動的な将来像としております。

次に景観まちづくりの基本姿勢を示しております。基本姿勢については、これまでの、協働による取組も継続しつつ、さらに、自らが景観を構成する要素であると認識し、景観の価値が高まるよう、それぞれの立場で主体的に取り組んでいく。としております。

次に「2景観まちづくりの方針」といたしまして、3つの方針を挙げております。(1) 場所性を読み取り景観まちづくりに活かす。(2) 個別の取組を積み重ね、関係性を紡ぎながら、全体として景観の価値を高めていく。(3) 景観形成の主体としての意識を高め取組を促す。としております。

23 ページから景域別の景観まちづくり計画を示しております。各景域毎に場所性を読み解くヒントとして歴史などの景観特性を紹介し、将来像を達成するための方向性を将来像の3つの柱ごとに示します。①内本町南高浜町周辺を例にしてご説明させていただきます。内本町・南高浜町では、【景観特性】といたしまして、「旧亀岡街道の面影の残る街並み」「歴史文化の拠点施設を中心とした取組」「潤いを感じさせる神崎川」の3つの特性を大きく挙げ、それぞれの説明文を入れております。景観特性を見ると概ねどのようなまちなみなのか、想像できるように今後も内容を精査していきます。次に景域を代表する写真を入れ、23 ページに【景観の方向性】といたしまして、3つの柱ごとに、この景域の場所での方向性を示しております。この方向性ごとに具体的な手法については、「デザインマニュアル」を作成する予定としております。最後に景域ごとに景観資源等を示した各景域ごとの景域図を載せております。

次に57ページに飛びまして、第3章景観まちづくりの推進方策についてご説明しま

す。推進の考え方と枠組みといたしまして、「地勢を活かした潤いのある景観の実現に向けて」では、計画のより早い段階からの「景観デザインレビュー」に取り組む。など、将来像の3つの柱毎に推進の考え方を示しております。推進方策の枠組みは58ページの図のとおりとなっております。先ほどの推進の考え方から、推進方策を示します。推進方策については、まだ検討段階でございます、現行計画と基本的に同様の内容となっております。来年度から庁内の他部局との調整を経て、推進方策を詰めていきます。以上が現段階の素案の流れについて、でございます。

最後に次年度の予定に移ります。景観まちづくり計画の改定につきましては、市民の意見を聞く「タウンミーティング」を5月ごろから8月ごろまで行い、10月にパブリックコメント、11月に予定しております当審議会に諮問を行い、改定する予定となっております。また、改定の記念事業といたしまして、シンポジウムを来年度末の3月に予定しております。シンポジウムに合わせまして、景観賞も予定しております。8月から11月ごろまで一般募集を行い、12月ごろから審査を行う予定でございます。審査方法や景観賞の部門などは現在検討中でございます、次回の当審議会でご報告させていただきます。

以上で令和元年度景観まちづくり計画改定業務について、ご報告を終わります。

9. 質疑応答

秋月委員 修正されたらいいかなという点が2点ありまして、19ページをご覧いただくと「潤いのある景観」「生きる景観」「調和と個性のある景観」が緑色の枠になっていますが、21ページなどは、現行計画と同じように、色によって仕分けられています。ここは統一された方が良くと思います。17ページの景域ですが、地図の情報量が多すぎます。現行計画では、必要な情報だけをピックアップされた地図が多く、景域図は、情報量を整理してわかりやすく伝えられるものにされた方が良くと思います。現行計画の大変良い部分は、そのまま引き継がれても良くと思います。例えば、すいたまつりのような季節に応じた景観の良さのような写真等が今回の計画では入っていないとか、13ページの景観の骨格図とか、吹田の地勢を紹介するには自然の景観から眺望の景観までの資料がなくなるのは大変残念です。私のように吹田をあまり知らない人間からすると非常に参考になっていた部分もありますので是非生かしていただければと思います。

河股係員 景域の図については、どういった情報があればよいかというところを精査したいと思います。現行計画のまつりなどにつきましては、とても重要だと認識しております、今回12ページから、都市活動・暮らしという中で都市活動・暮らし・まつり等も景観に重要な要素であるということで載せております。これから内容について充実させていきます。景域別のところでも、まつりや都市活動について触れ

ていく予定です。

岡委員 現行計画の自然の景観（緑の景観）29 ページの図には、その他（オープンスペース等）という言い方をして日生グラウンドがそこに入っていたのです。それが住宅地に変わるのには仕方がないこととしても、出来上がっているものが、この景観まちづくり計画の中で何の断りもなく、開発だけ進んでいって、擁壁が立ち上がる住宅地が出来上がり、緑が失われているという事実があります。もう少し、景観に配慮した開発が行われるようにするための計画を立てる必要があるのではないのでしょうか。この計画に対して、誰がこの計画にあった開発がされているのかを判断するということができるようにしていくことが必要ではないのでしょうか。ある程度大きな開発に対しては、この計画に対して、どのような考え方で景観にどのように配慮するのかを明確にしてもらうなどが重要ではないかと思います。デザインレビューという言葉が出てくるのですが、実態はどのようなものですか。

隅田主査 現在も景観の届出の中で景観アドバイザー会議等行いながら、事業者プレゼン形式で説明いただいて、アドバイザーの先生方に助言してもらうことを行っているのですが、ここでいうデザインレビューは、もっと計画の初期の段階から、専門家や地域住民の方も含めて、話し合いの場を設け、景観について検討してもらう制度をつくっていきたいと思っています。

岡委員 地域の景観の将来像みたいなものがないと実現していかないのでは是非進めてほしいと思います。小さなことの積み重ねということも入っているので、効果的に小さいものも拾う、特に既成市街地ではそういうことも進めていければいいなと思います。

隅田主査 今回、地域特性というのをわかりやすく伝えて、さらに場所性というのを掴んで計画をしていただくというようなことを表現していこうとしておりますので、地域の諸事情を汲み取って様々な計画をしていただく。それに伴いまして、届出してもらったときに、場所性を読み解いているかどうかをチェックできるような形に見直ししていくことも検討していきたいと思います。

岡委員 芦屋市では、出てきたものに対してみんながどういう風に答えてどういう風に考えたかというのが地域の方針として1件1件出てきて、それが積み重なっていった地域の将来層が段々見えてくるというような形を取っているのです。これも一つの方法だと思います。近いところで配慮されている内容は何かを事業者が理解して計画をしていくことができます。つくりながら将来像が見えてくるという方向も必要かなと思います。

上甫木委員 現行計画では、地域別景観まちづくりということで6地区に分けていました。今回、景域ということで17、18 ページにあるような大きく16の景域の方向性を示しています。これは、同一的な景観特性を持っている景域に着目したという理解の仕方よろしいですか。そうしたときに17 ページに示している景域の図という

のは、抜け落ちたところがありますよね。特徴的な景域に入らない部分をどのように手当てしていくのかというところが気になります。

隅田主査 景域に入っていない部分につきましては、周辺の景観特性とか大景観の特性などで場所性を読み解いていただいて、建築計画や活動をしていただく中で、景域の形も変わっていきますし、新たな景域も生まれてくると考えています。現段階で特徴的な景観特性を持った地域を景域として分けております。

上甫木委員 景域というのは地理学の考え方で上から見た景観特性という捉え方です。高いところから見ると吹田全体の特性のような見方もできるし、それがだんだん下がっていくと景域という捉え方もできる。市民の意識を高めて、市民の方々が行う活動が良好な景観につながっていく。生活の単位とか一つの共同体として見ていく。行動の単位まで落とし込んだ見方をしないと実際市民は動いてくれない。階層的に景観をランク付けると、今、かかっていないところも捉えていけるのでは、検討課題としていただければ。

久副会長 今までの話と重なる部分もあるのですが、21 ページのところにも場所性が書いてあります。おそらく、場所性をどのように読み取ってもらうかというのを丁寧に解説をしたり、これを読んだら一定のことはわかるというような設えもあった方が良いと思います。景域毎の景観まちづくり計画を見ると景観特性がさらっと書いてあります。地勢とか歴史、土地利用の積み重ねが場所性になっているはずで、そこをもう少し丁寧に解説をすれば、読むほうはわかりやすいのかなという気がしました。まちの形成プロセスとかベースになっている地勢とかそういうものの説明をもう少し補強してもらえると景観特性もよりわかりやすくなるかなと思います。例えば、25 ページの山田集落は、河岸段丘という地勢がベースにあって、山田川が一番下にあって、最初の段のところには旧集落と街道が走っている。次の段に現在の大きな道路、もう一つ上の段のところには西山田の開発がある。このような地形と歴史的な開発プロセスを見ていくと、山田集落周辺の特徴というのが説明できると思います。千里丘の眺望というのも千里丘陵の南端にあるので、千里山の住宅地から見たときの眺望というのが保てていると思います。そういう風にもう少し丁寧に説明した方がわかりやすくなると思います。さらに現行計画の47 ページに眺望点の図があります。見事に千里丘陵の南端部にかたまっています。千里ニュータウンにあるのは、もともと尾根筋に眺望点があります。開発する時に尾根筋を残しているからこそ、こういう眺望点というのが出てくると思います。今後開発するときに尾根を飛ばしてしまうと眺望点が確保できないということにつながっていくと思いますので、そのあたりをもう少し、今の特徴がどのように形成されているのかを丁寧に説明した方が良いと思います。

隅田主査 いただいたご意見を参考にさせていただいて、さらに付け加えていきたいと思っております。事業者がどのように場所性を読み解くのかということにつきましては、

デザインマニュアルの方に読み解き方を詳しく解説していきたいと思います。

鳴海会長 大きい開発をするディベロッパーの中には優れた技術者がいて、景観計画などについて良く勉強していると思うのですが、時によっては開発方針などを作文はしているが、その作文の景観と現実の開発とに乖離があることがしばしばあります。文章では、目標となっている景観を参照していますと書いてあるのに、出来上がったものにはそれが反映していないことがしばしばあります。吹田の地勢や歴史、景観はどんなものかを理解してもらう必要があると思います。

隅田主査 景観アドバイザー会議の課題は、アドバイザー会議にかける段階で概ね絵ができてしまっていて、アドバイスをしても反映できない段階になってしまっていることが多いということがあります。大規模な開発については、今回入れているデザインレビューで計画の早期の段階から、景観の特性をきっちり読み解いて計画をしていただく。業者が読み解きやすいように来年度にかけて内容を充実させていきたいと思います。

岡委員 地域の景観もあるのですが、吹田市はこういう景観であるというのがあれば良いと思うのです。芦屋市の例ですが、道路に沿って駐車スペースを4台分以上造るのを禁止しています。串刺しの駐車場を禁止しているのです。3段式駐車場は禁止など、そういったわかりやすい規制をするとまちが変わっていきます。ゴミ庫の扉を道側に向けないとか、細かな配慮の積み重ねでまちは良くなるのではないかと思います。

渡辺主幹 推進方策とちょっと重なると思うのですが、串刺し駐車禁止とか、ゴミ庫の配置であるとか、庁内の各部署が指導していることが実は景観を良くすることにつながっているという事例がありまして、そこに関して、他部署との連携も取りながら、景観まちづくり計画の具体的な実現に向かって来年度進めていきたいと考えています。また、鳴海会長のおっしゃった文章では書くけれども、実際にできたものはそれが反映されていないということはあるのですが、一方で吹田では無意識の成功事例というのもございまして、これもきっちり評価していくことも大切だと思っております。特に大規模開発につきましては、環境アセスメントの手続きで地域の自然特性や生態系、地形、水の流れ等も確認しております。そういったところと景観とのリンクが弱いのかなと思いますので、無意識の成功事例を読み解きながら、景観デザインレビューとのリンクを実現できるように取り組んでいきたいと考えております。

久副会長 地図のスケールの問題が非常に大きいと思います。吹田市全体では10万分の1程度で見ていると思います。景域になると2500分の1くらい。開発事業者は、100分の1とか500分の1とかのスケールでしか見ていないですね。そのズレというのを埋めていかない限り、景観まちづくりというのはうまくいかないと思います。開発の中だけの地図を使うのではなくて、もう少し大きな範囲を示すスケール

の大きな地図も参考にしながら、場所性を読み解いてもらうということを周知していけばと思います。

鳴海会長 吹田市全域の地図に開発箇所を落としてもらうようにしても良いかもしれませんが、いろいろ工夫が必要だと思いますが、皆さんの意見を参考に進めてください。それでは、これで本日の審議会を終了します。